

# 理美容トピックス

税理士法人 長谷川会計

〒733-0822 広島市西区庚午中 2-11-1

TEL 082-272-5868

URL <http://www.hasegawakaikei.com/>

## 練習会は労働時間？

美容室の特徴として、業務指示による研修や訓練のほかに、スタッフが閉店後など自主的にカット・カラーの練習をすることがあります。そのような状況に対して、何ら対策を講じていない場合、争いになった際に自主練習の時間も業務とみなされ、賃金の支払義務が発生する可能性があります。

Q. 美容室の練習会は自主的なものであっても残業になりますか？

A. 残業と判断されてしまう可能性があります。

ただし、労働者が雇用者に「サロン使用許可申請書」を提出した場合は残業とみなされません。

＜サロン使用許可申請書に記載すべき項目＞

申請者氏名 申請年月日 使用目的 使用日時 使用機材等

練習会は個人の意思で行ったことを証明することが重要です。そのためには、業務にまつわる練習会なのか、自主的な練習会なのかを整理し、明確に区分しておく必要があります。技術職には鍛錬が必須です。しかし、すべてを業務扱いにするのは現実的に厳しいです。雇用者、労働者ともにリスクを避け、成長を促していくシステム作りを目指しましょう。



- ① 事前に練習会に関する取り決めが必要。
- ② 形だけを押しかけているような場合はNG。  
あくまでも労働者が自主的に行った場合に限る。
- ③ 事実上はサロンが義務付けた内容だと判断された場合は残業とみなされる。

当社ホームページで、トピックスバックナンバー、理美容税務Q&A、理美容経営情報を掲載しています。ぜひご覧いただき、お知り合いの方にもご紹介下さい。

<http://hasegawakaikei.com/beauty/topics/>